H　射撃場
工事種別　建築工事
下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
ａ　建物用途　新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設
なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。
ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ　建物規模　延べ床面積2,000㎡以上
ｄ　階数　問わない
ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること
I　道場・体育館
工事種別　建築工事
下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
ａ　建物用途　新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設
なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。
ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ　建物規模　延べ床面積3,000㎡以上
ｄ　階数　問わない
ｅ　上記ａからｄは同一工事の実績であること。

⑤　次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該建設事業に専任で配置できること。
ただし、複数の建設企業が下記ア及びイにおいて工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。
第一次審査資料提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしていなければならない。
ア　下記の資格を有すること。
A　工事種別　建築工事
一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
ａ　一級建築士の免許を有する者
ｂ　国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。
B　工事種別　電気設備工事
一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
ａ　技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）
ｂ　国土交通大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。
C　工事種別　暖冷房衛生設備工事
一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
ａ　技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）とするものに合格した者。
ｂ　改正前の技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。
ｃ　１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
イ　下記のＡからＤのいずれかの工事の経験を有すること。
ただし、複数の建設企業が下記ＡからＣまでの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。
また、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で「低入札工事」以外の工事にあっては、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの。また、低入札工事にあっては工事成績評定が70点未満でないことが確認できるもの。
A　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｃまでの要件を満たす工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有すること。
ａ　工事種別　建築工事
上記④アＡの要件を満たす工事の経験を有すること。
ｂ　工事種別　電気設備工事
上記④アＢの要件を満たす工事の経験を有すること。
ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事
上記④アＣの要件を満たす工事の経験を有すること。
B　経常ＪＶにおいては、経常ＪＶ構成員の内１社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。
C　複数の建設企業が共同して行う場合は、建設企業の内１社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。
D　「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち１社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有し、「工区別分担施工建設企業」の「配置予定技術者」は上記④エの該当する施設の要件を満たす工事の経験（以下「工区別分担施工の経験」という。）を有すること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
エ　直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
⑸　工事監理企業の参加資格要件　工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑨までの要件を満たすこと。
①　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。
③　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
④　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①から③を満たしている者であること。
⑤　次のアからオまでに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。
なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。
ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律201号）第５条の４第４項に規定する業務及び統括に関する業務。